

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、下記のとおり定例監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成30年7月30日

新庄市監査委員 大場 隆 司

新庄市監査委員 高橋 富美子

記

1. 監査の対象

都市整備課の平成29年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

2. 監査の期間

平成30年6月28日から平成30年7月13日まで

3. 監査の方法

監査対象課等に監査資料の提出を求め、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取することにより監査を実施した。

4. 監査の結果

提出された資料等に基づき、関係諸帳簿を照合確認したところ、計数的に正確であると認めた。また、業務の執行についても概ね妥当であった。

ただし、次の事項については改善措置が必要と認められる。

○決裁月日・保存年限の未記入、個人情報取扱い等、文書処理の一部不備が見られるため、関係例規に基づき適正な文書処理に努めること。